

介護サービス利用料の減免について

対象となる方

- ・ 本人または主たる生計維持者が居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・ 主たる生計維持者が長期入院したことにより著しく収入が減少した方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 原子力発電所事故等に係る避難世帯の方

申請に必要なもの

- ・ リ災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類
- ・ すでに利用者負担額等の支払いを行っている場合は、領収書
- ・ 印鑑

※久慈広域連合で発行する「免除認定証」を介護サービス事業者に提示することにより利用者負担額等が免除となります。

※現在交付している免除認定証の有効期間については、「平成 24 年 2 月 29 日」の記載を、「平成 24 年 9 月 30 日」と読み替え、引き続き使用できるものとします。

保険料の減免について

対象となる方

- ・ 本人または主たる生計維持者が居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・ 主たる生計維持者が失業等により著しく収入が減少した方で、前年の所得金額が一定基準以下の方
- ・ 原子力発電所事故等に係る避難世帯の方

申請に必要なもの

- ・ リ災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類
- ・ 印鑑

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課	☎ 0194-61-3355
久慈市介護支援課	☎ 0194-61-1112
洋野町福祉課	☎ 0194-65-5915
野田村住民福祉課	☎ 0194-78-2927
普代村保健福祉課	☎ 0194-35-2114